

太田市公告

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項の規定において準用する同法第１９条第１項の規定により太田都市計画地区計画を変更しようとするので、太田市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成１７年太田市条例第２０９号）第２条の規定により下記のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、都市計画法第１６条第２項に規定する者は、縦覧開始の日から３週間を経過する日までに、意見書を市長に提出することができる。

令和７年３月７日

太田市長 清水 聖 義

記

１ 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類 太田都市計画地区計画

(2) 名称、位置及び区域

追加する部分

名称	位置	区域
新田大地区地区計画	太田市新田大町の一部	新田大地区地区計画区域内
出塚粕川安養寺地区地区計画	太田市新田下江田町、安養寺町、世良田町、粕川町及び出塚町の各一部	出塚粕川安養寺地区地区計画区域内

変更する部分

名称	位置	区域
新田東部工業団地第二地区	太田市新田村田町及び新田小金井町の各一部	新田東部工業団地第二地区地区計画区域内
東金井東今泉地区	太田市東金井町及び東今泉町の各一部	東金井東今泉地区地区計画区域内

２ 縦覧場所 太田市都市政策部都市計画課

３ 縦覧期間等

(1) 縦覧期間 令和７年３月７日（金）から同月２１日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 縦覧時間 午前８時３０分から午後５時１５分まで